

○役員報酬等及び費用に関する規程

〔 25 規程第 8 号 〕
〔 平成 25 年 4 月 1 日 〕

改 正 平成 28 年 6 月 27 日 28 規程第 5 号

改 正 令和 6 年 6 月 21 日 6 規程第 9 号

(総 則)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本分析センターの役員の報酬等及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程における定義は、以下のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とし、原則として週 3 日勤務する者をいう。
- (3) 非常勤とは、前号以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第 3 条 役員の報酬等は、常勤役員については、本給、期末賞与及び退職金とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(本 給)

第 4 条 常勤役員の本給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

- (1) 会長、理事長 990,000 円
- (2) 副理事長、専務理事 918,000 円
- (3) 理事 781,000 円

(4) 監事 725,000 円

(非常勤役員手当)

第 5 条 非常勤役員手当の額について以下のとおりとする。

(1) 会長、理事長 日額 50,000 円

(2) 副理事長、専務理事 日額 46,000 円

(3) 理事 日額 39,000 円

(4) 監事 日額 36,000 円

(地域手当)

第 6 条 常勤役員の地域手当は、本給に 100 分の 8 を乗じて得た額を支給する。

(期末賞与)

第 7 条 期末賞与は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2. 期末賞与は原則として年 2 回（6 月、12 月）支給する。

3. 期末賞与の額は、本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、第 5 項に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、第 6 項に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

4. 前項に規定する本給及び地域手当の月額とは、基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職又は死亡した日現在）において役員が受けるべき額とする。

5. 期末賞与の額の支給割合は原則として次のとおりとする。

(1) 6 月に支給する場合においては 100 分の 182.5

(2) 12 月に支給する場合においては 100 分の 192.5

6. 期末賞与の支給の対象となる在職期間の割合は次のとおりとする。

(1) 6 ケ月の場合は 100 分の 100

(2) 5 ケ月以上 6 ケ月未満の場合は 100 分の 80

(3) 3 ケ月以上 5 ケ月未満の場合は 100 分の 60

(4) 3ヶ月未満の場合は 100 分の 30

(5) 基準日前 1 箇月以内に退職し又は死亡した場合
100 分の 90

(退職金の額)

第 8 条 役員が退職した場合においては、在職期間 1 カ月につき、その者の退職時における本給月額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額に相当する金額を退職金として支給する。

(在職期間の計算)

第 9 条 在職期間の月数の計算については、選任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 カ月に満たない端数を生じたときは、1 カ月とする。

2 常勤役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に選任されたときは、その者の退職金の支給に関しては引き続き在職したものとみなす。

3 常勤役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職金の支給に関しては、その選任の日の前日に退職したものとみなす。

4 この規程の施行の日前の、施行の日に在職する役職と異なる役職の常勤役員の在職期間は、施行の日に在職する役職の常勤役員の在職期間とみなす。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第 10 条 役員の報酬等（期末賞与及び退職金を除く。）の支給日は、毎月 15 日とする。ただし、当該日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日とする。

2 役員の報酬等は、法令に基づき役員の報酬等から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接役員に支給する。

(報酬の日割計算)

第 11 条 月の途中において、新たに常勤役員に選任され、又は常勤役員が退職し、若しくは解任されたときの当該月分の報酬については、第 4 条及び第 6 条に規定する額を当該月の休日以外の日数で除して得た額に、その者が在職した休日以外の日数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の途中において常勤役員が死亡したときの

当該月分の報酬等は、第 4 条及び第 6 条に規定する額の全額を支給する。

(端数の取扱)

第 12 条 この規程の定めるところによる退職手当を除いた報酬等の計算において生じた 1 0 0 円未満の端数は、切捨てるものとし、退職手当については、これを 1 0 0 円に切上げるものとする。

(費用)

第 13 条 役員がその職務遂行に当たっての要する費用は、実費負担として交通費、旅費（宿泊費を含む）その他の経費を支給する。

2 常勤役員には、経済的な範囲内で、通勤手当を支給することができる。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(公表)

第 15 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 0 条第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日 25 規程第 8 号）

1. この規程は公益財団法人への移行の登記の日から施行する。
2. 財団法人日本分析センター（以下「旧法人」という。）の解散に伴い旧法人の常勤役員を退任し、引き続きこの法人の常勤役員に任命された者の第 9 条第 1 項に規定する在職期間には、その者の旧法人としての在職期間を含むものとする。

附 則（平成 28 年 6 月 27 日 28 規程第 5 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 21 日 6 規程第 9 号）

この規程は、令和 6 年 6 月 21 日から施行する。